商品概要説明書

営農ローン

（2024 年１月１日現在）

商品名	営農ローン
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上の方。 ○ＪＡ経済事業をご利用いただき農産物を販売している方。 ○自己住宅（ご家族名義を含む）を所有しており，地区内に１年以上居住されている方。 ○ＪＡ（他ＪＡを含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○肥・飼料，農薬，機械部品，燃料，種苗，包装・保温資材その他農業生産資材のご購入，雇用労賃のお支払等に必要な短期運転資金とします。
契約金額	○10 万円以上 300 万円以内で 10 万円単位とし，ＪＡ経済事業のご利用による年間の農産物販売額の範囲内とします。
契約期間	○ご契約日から１年後の応答日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし，ご契約者から解約の意思表示がなく，当ＪＡがその信用状況について所定の点検を行った結果，契約の更新に支障がないものと判断した場合は，さらに１年間延長するものとし，以後も同様とします。
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入利率は，３月１日，６月１日，９月１日および 12 月１日の基準金利（短期プライムレート）により，年４回見直しを行い，４月，７月，10 月および１月の利息決算日（約定返済日）から適用利率を変更いたします。 ただし，基準金利が大幅に変動した場合は，それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については，当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○任意返済 資金に余裕があるときに，いつでもいくらでも返済用貯金口座へのご入金により自動的にご返済いただけます。 ○貸越金のお利息は，３月および９月の第２土曜日の翌営業日に返済用貯金口座から自動引落，または貸越元金に組入れさせていただきます。
利息の計算方法	○付利単位を 100 円とし，３月および９月の第２土曜日の翌営業日に当ＪＡ所定の利率により毎日の貸越金の最終残高について１年を 365 日とする日割計算により行います。
担保	○所定の審査により担保が必要と判断される場合は，土地・建物に第１順位の根抵当権を設定登記させていただきます。

保証人	○当ＪＡが指定する保証機関（兵庫県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので，原則として保証人は不要です。
保証料	○後払方式 ３月および９月の第２土曜日の翌営業日に返済用貯金口座から貸越元金に組入れする方法により，保証料を引落しさせていただきます。なお，保証料率は年 0.480％です。
手数料	○ご融資の際の事務手数料は不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては，当ＪＡ本支店（所）または金融共済部金融業務課（電話：０７９－４２１－３７３８）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し，迅速かつ適切な対応に努め，苦情等の解決を図ります。 また，ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも，苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融共済部金融業務課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：０７８－３４１－８２２７） 東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当ＪＡ金融共済部金融業務課またはＪＡバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では，東京以外の地域のお客様からのお申し出について，お客様の意向に基づき，お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が，テレビ会議システム等により，共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお，現地調停，移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては，当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては，ご希望に沿いかねる場合もございますので，あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については，当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ加古川南